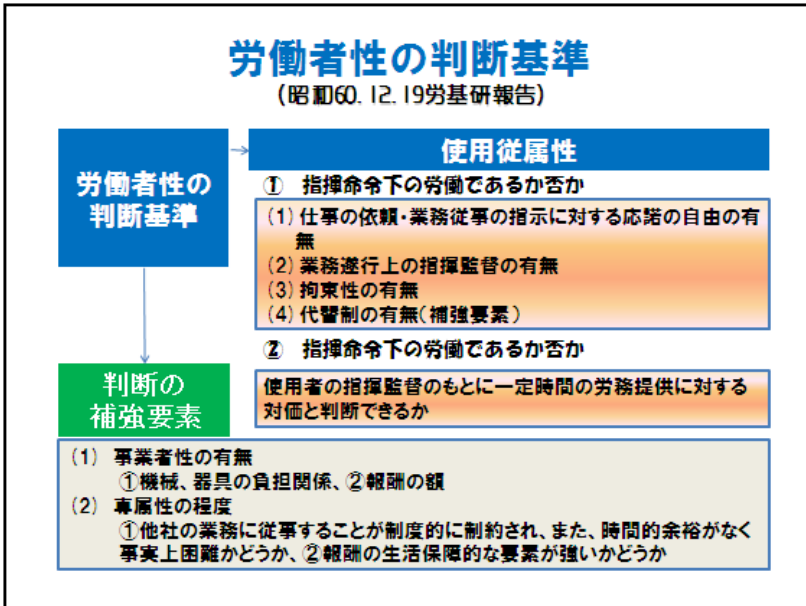


1-2 労働者



「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいう（労基法 9 条）(\*1)。

労働者とは、使用者との関係で使用従属関係（使用されるもの）にあり、労働それ自体の提供が目的となるような働き方である。

労働者性の判断基準について、昭和 60.12.19 労基法研究会報告書(\*2)が出されて以降、判例・学説も基本においてその考えを支持している。

(\*1) 最低賃金法、労働安全衛生法、労災保険法の労働者と同じであり、労働契約法（2 条 1 項）も労基法の労働者定義をほぼ継承している。

(\*2) 研究会報告書は、使用従属性について、(1)指揮命令下の労働であるか否かを中心に判断し、加えて、(2)「報酬の労務対償性の有無」、「事業者性の有無、専属性の程度等」を判断の補強要素として考慮する。この場合、指揮命令下の労働であるか否かは、①仕事の依頼・業務従事の指示に対する応諾の自由の有無、②業務遂行上の指揮監督の有無、③拘束性の有無、④代替性の有無(補強要素)が重要な判断要素になるとする。